

平成31年第3回笠間市教育委員会定例会議事録

- 1, 招集日時 平成31年3月26日(火) 午後2時00分開議
- 2, 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
- 3, 議事録署名人 梅里節子
- 4, 出席者 教育長
教育委員 4名
事務局 11名
- 5, 傍聴人 なし
- 6, 提出された議題(議事) 以下のとおり
- 7, 会議の概要
 - (1) 開会
今泉教育長 午後2時00分開会を宣す。
追加議案の発議及び非公開審議項目についての提案がなされ、各委員から了承された。
 - (2) 議事録署名人の指名
今泉教育長 梅里委員を指名する。
 - (3) 教育長の報告
今泉教育長 別紙により教育長事務報告をする。

今泉教育長 教育長の事務報告が終わりました。委員の意見を求めます。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、教育長の報告については、以上のとおりとします。
 - (4) 議事
今泉教育長 それでは議事に入ります。最初の議案は18ページとなります。
「議案第12号 笠間市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について」学務課長より説明を求めます。

- 事務局 「議案第12号 笠間市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について」ご説明をいたします。本案は、本年4月からの行政組織機構の見直しに伴い、規則の一部を改正するものでございます。
- 笠間市教育委員会事務局組織規則の新旧対照表となっております。まず、第2条の組織で、学務課には課内室として指導室がございますが、新たにおいしい給食推進室を追加するものでございます。
- 次に第11条の役付き職員以外の職ということで、保育教諭を追加してございます。これは、これまで子ども福祉課所管で、かさまこども園の中に、ことばと心の教室がありましたが、そちらの業務が学務課へ移管することから、その教室を担当する保育教諭が必要になったため、追加するものでございます。
- 次に別表でございますが、学務課の事務諸章で就園奨励に関することを削除してございます。こちらは子ども福祉課の方へ移管いたします。
- 次に、学務課の所管の中で、学校給食に関することを削除し、おいしい給食推進室の方へ移管します。そして、おいしい給食推進室では、学校給食に係る全般を担当し、施設整備や維持管理、学校給食費などの一元管理を進めます。
- 次に、笠間市学校給食費取扱規則、また笠間市学校給食センター運営委員会規則がございますが、それぞれ、おいしい給食推進室設置に伴い、所要の改正をおこなうものでございます。
- なお、附則で、これらの規則は平成31年4月1日から施行するものでございます。説明は以上です。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「笠間市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

戸田委員 おいしい給食推進室の「おいしい」と名が付いているのは、何か狙いがあるのですか。

事務局 給食の場合は、「安全・安心」であることが第一ですので、これまで給食センターや学務課で管理していた事務を一元管理することで、「安心・安全」な給食にしていこうというような考えです。食材を良いものにしておいしくするというようなことではありません。

永井委員 他の市町村ではこういった対応をされていますか。

事務局 大体、ほかの市町村では「給食センター室」といった名前です。後

は、大きな市町村は給食の業務だけで課を持つところもあります。

永井委員 そうすると、給食の職務が7項目書いてありますが、これを読むと、例えば最初に学校給食全般に関すること。次が施設の施設整備に関すること。給食費に関すること。購入に関する、調理配送に関する、なんだか「おいしい」というところの内容が書かれていないように思えて、結局は給食センターじゃないかと思ってしまうんですね。せっかく「おいしい」という他の市町村には無い言葉を使ったからには、目的、やはり職務の中に何かそれに関する言葉が欲しいなという、個人的な私の感想です。

事務局 委員さんが言われたように、今回食材なんかも、地産地消についても3つの地区でばらばらにやっていた部分もございますので、それらの統一であったりとか、食材の購入に関しても、3つが一緒になれば変わる部分もございますので、そういった部分で、なるべく安くておいしいものといったものを目指して進めていきたいと思っております。

梅里委員 今の仕事の内容の中に、学校給食費に関することという項目があるのですが、笠間市内の状況が把握できていないのですけれども、給食費の滞納があったときに、普通は学校単位でそれぞれ努力して回収していると思いますが、ここの部署がそのサポートに当たるという仕事までは含んでいないという理解でよろしいでしょうか。

事務局 先生の働き方改革の一つで、学校給食費をこれまで学校主体で回収をしておりましたが、行政のほうで徴収するという話がございます。水戸市はもう行政のほうで回収しています。おいしい給食推進室を作った目的の一つに、学校給食費も含まれていますので、笠間市もそういったシステムを入れて、一元管理をして、滞納者への徴収業務を強くしていきたいと思えます。

今泉教育長 その他、ご意見等ございますでしょうか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第12号 笠間市教育委員会事務局組織規則

等の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第13号 笠間市私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱の廃止について」学務課長より説明を求めます。

事務局 「議案第13号 笠間市私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱の廃止について」ご説明をいたします。この要綱は国の私立学校振興助成法や、県の要綱に基づきまして、障害のある園児や、特別な教育的配慮を要する園児の教育を行う私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園に対する補助金の交付について定めたものであります。平成31年度より、この事業は子ども福祉課へ移行することから、今回要綱を廃止するものでございます。

なお、附則にありますように、廃止する要綱は平成31年4月1日よる施行するものでございます。説明は以上です。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「笠間市私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱の廃止について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

永井委員 事業が子ども福祉課に移行するということですが、補助金の名前というのは、教育という言葉は入っているのでしょうか。補助金の名前はそのまま残って、担当が子ども福祉課に移行したという理解でよろしいのでしょうか。

事務局 はい、おっしゃった通り、名前は残していますが、担当が変わったということです。

永井委員 やはり、私立であっても幼稚園の教育に関しては、市としてきちんとやっていただきたいという思いがありますので、交付金の名前に「教育」という言葉は入れておいていただきたいと思います。変わらないのであればそれで結構です。

戸田委員 子ども福祉課のほうに所管が変わるということですが、教育委員会としては、関わっていくのでしょうか。全く別になってしまうのでしょうか。

事務局 やはり幼児教育という部分がございますので、例えば今、就学前教育アドバイザーが幼稚園や保育園の気配りな子どもに巡回支援などもしています。そういった教育に関する支援は、引き続き学務課のほ

うで行います。

今泉教育長 その他、何かございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議
ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第13号 笠間市私立幼稚園等特別支援教育
費補助金交付要綱の廃止について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第14号 笠間市適応指導教室設置要綱の一部改
正について」学務課長より説明を求めます。

事務局 「議案第14号 笠間市適応指導教室設置要綱の一部改正について」
ご説明をいたします。本案は、適応指導教室「もくせい教室」の移転
に伴い、所要の改正を行うものであります。

市内には現在3か所の適応指導教室がございますが、そのうち、友
部地区のもくせい教室を、本庁舎の東側の住宅より、旧友部保健セン
ターに移転するものであります。なお、現在の教室は、友部町時代の
旧医師住宅を利用しているもので、かなり老朽化していること、また、
来年4月開設予定の児童発達支援センターの機能の一つである適応指
導教室の集約化に向けて、先行的に移転をするものであります。説明
は以上です。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「笠間市適応指導教室設
置要綱の一部改正について」は、別紙のとおり上程されています。こ
れより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議
ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第14号 笠間市適応指導教室設置要綱の一

部改正について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第15号 笠間市部活動指導員配置要綱の制定について」学務課長より説明を求めます。

事務局 「議案第15号 笠間市部活動指導員配置要綱の制定について」ご説明をいたします。本案は、笠間市立中学校、義務教育学校において、学校教育法施行規則に規定する部活動指導員を任用するため、制定するものであります。

内容については、要綱に沿ってご説明いたします。

まず、第1条の趣旨ですが、部活動指導員は、部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減を目的に、国の制度に基づき配置をします。

次に、第2条の身分ですが、市の非常勤特別職となります。

次に第3条の職務ですが、校長の監督のもと、市で決めました、部活動の活動方針に基づきまして、(1)の技術指導から(10)までの職務を行うことができます。また、2項に定めますとおり、校長は部活動の顧問として命じることができるとします。

次に第4条の任用ですが、指導員は、中学校で外部指導者や、外部コーチの経験がある方など、専門的な知識を有する方で、校長がふさわしいと判断した20歳以上の人とします。

次に第6条の任用期間は、1年以内といたします。

次に第7条で勤務日及び勤務時間でございますが、市の部活動運営方針に基づきまして、1週間のうち、平日が4日、休日が1日としまして、勤務時間は平日が2時間以内、休日が3時間以内を原則とします。

次に第9条で報酬及び費用弁償ですが、報酬は条例に基づきまして、1時間あたり1,600円とします。

次に、第12条で勤務実績の報告ですが、所定の報告書により、校長、教育長に報告するものとします。

なお、附則で、この告示は、平成31年7月1日から施行するものでございます。説明は以上です。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「笠間市部活動指導員配置要綱の制定について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

永井委員 第3条に、指導員は校長の監督のもとに、市の部活動の活動方針に基づきとありますが、市の活動方針というのはどこかに明記されているのでしょうか。

事務局 これは、国でガイドライン等が示され、県でも活動方針が示されましたので、それに基づいて市でも作ったものがございます。当然活動方針の中には、活動時間であったり、勤務日であったりが定められておりまして、それに基づいております。

永井委員 そうすると第7条にある、勤務日及び勤務時間は部活動運営方針に基づきとありますが、この部活動運営方針というのはどこかに明記されているのでしょうか。

事務局 これは、市で定めた部活動運営方針というのがございまして、そちらのほうに、休養日や活動時間などが定められております。

永井委員 3条の部活動の活動方針と、7条の部活動運営方針というのは別のものですか。

事務局 3条の活動方針というのは、市の運営方針をもとに各学校が作成するものを指しております。7条は市で定めているもので、3条は学校ということになります。

永井委員 混乱が起きがちですし、明記されたほうがよいと思います。その前の第1条には、国の学校教育法施行規則第78条2に規定するというきちんとした条文の明記があったわけです。第3条と第7条にはどこに明記されているのかなと思ってお聞きしたわけです。

 というのは、第3条に記載されている事細かなこと、あるいは勤務日、勤務時間というのも非常に大事なことだと思うんですね。これをどこかに明記されていないと、校長が定めると書いていると校長が勝手に決めてしまうような、恐れを抱かせるということでお聞きしたわけです。

事務局 委員のご指摘のように、運用の中でということになってしまうのですが、わかりやすいように明記していければと思います。

永井委員 運用規則のようなものの中に、ご説明が入ってくればよろしいかと思えます。

戸田委員 この部活動指導員というのは、部活動自体を全部任せてしまうようなイメージですか。

事務局 今回は、これまでの外部指導者とは異なりまして、この部活動指導員というのは非常勤特別職だということ、また学校職員としての身分

を持ちます。そして部活動の顧問として、大会等の引率が、学校の教員がいなくともできてしまう。この点が大きく異なる点かと思えます。

戸田委員 そうすると、より任せる範囲が広がっているということですか。

事務局 当然、責任も重くなりますし、任せる範囲も広がります。

戸田委員 そうすると、なり手がいるのかなと思います。教員の負担軽減という目的であれば、例えば全部任せるではなくて、週に1日お願いできませんかとか。専門的知識というのも条件に入ってますよね、そういった方がなかなかいないのであれば、内容は先生が指示をして、個人練習をしていて、その間安全等に配慮してくれる方とか、そういった方もいれば、それであればやれるよというなり手を入れることで負担軽減にも少しなるのかなと思います。

事務局 確かに、部活動指導員はこういったことができますよというガイドラインはあるのですが、やはりそれは学校長との話し合いの中で、指導員の業務の中の1～10まである中の7つだけをやりますよというのは学校長との話し合いでできますので、戸田委員が言うように週に1日だけというの、学校との話し合いでできるようになります。

戸田委員 ありがとうございます。もうひとつ、勤務実績報告書というのを提出すると思うのですが、これを出すのであれば、部活動自体の実績報告書というか、部活動自体は何日間何時間やっているという報告があって、その上で指導員がこれだけの時間勤務したというのがあってもよいかと思います。提出する場所がここではないのか、別枠で提出することもあるかと思いますが。

事務局 こちらにある勤務実績報告書は、あくまでこの指導員が教えた実績を報告するものですので、ここには全体的にこういった練習をしたという報告は含まれていません。その辺は学校長とうまく連携をとってという話になってくるかと思えます。

梅里委員 今のお話ですと、学校では出来ている書類ですよ。学校ごとに計画書というのは作られるものなので。

戸田委員 はい、計画書はあると思うのですが、実際にどれくらいやったのかという実績報告は校長先生まで行っているのかなと。

事務局 やはり、戸田委員がおっしゃる通り、具体的な部分というのは、学

校の中できちんと確認していかないと、これだけの報告では確かに見えないものなので、学校ごとに確認することが必要かと思えます。

梅里委員 ひとつ教えてください。指導員の任用にあたっては、校長が推薦するとありますが、先ほど人がいるのかという話題が出ましたけれども、この人探しの部分に関しても、学校が全部やるということですか。教育委員会の方は、これに関して、人材バンクではないですがそういった形でサポートするというは特に無く進んでいくのでしょうか。

事務局 例えば、学校のほうから教育委員会にこういった人材が欲しいという要望があったときに、学務課のほうで、県に登録されている教育指導員とか、あるいはスポーツ振興課とかございますので、そういった中で、こういった方がいるよというまでの紹介はできますが、基本的には学校が主体的に人材探しをしていくこととなります。現在も外部指導員が10名ほどおりますので、その中から数人が指導員になるのかなという想定もしております。確かに、専門的な知識を持ったレベルの高い指導員も必要なんですけど、やはり学校教育に対して理解を持った方ではないと、あまり熱心すぎて時間以上にやってもらっても困る部分がございますので、その辺は校長先生に判断をしてもらってということになってくると思えます。

梅里委員 わかりました、ありがとうございます。それで、申請書の一番下の添付書類のなかに、資格を証明する書類とありますが、これは人によっては、必ずしも必要であるものではないですよ。

事務局 資格がある場合という意味合いですので、必須ではありません。

梅里委員 必ずしも、スポーツに関してどれほどの実績があるかを求めるものではないということですね。わかりました。

鳥羽田委員 4月1日から施行ということで、人的資源の問題もあるかと思うんですが、国の予算も入ってくると思えます。例えば予算としては、何人くらいの人を雇う予算を持っているのか、見通しを教えてください。

事務局 新年度予算では、5人ということで予算を計上しまして、5人を採用できる予算は確保しております。どのくらいかということですが、補助金の上限、国と県とで1/3ずつ補助がございます。その上限が、一人当たり35万円となっております。ただ、この予算を庁議で謀った際には「やっただけ払いなさい」といったことを市長のほうからもいただきましたので、一応、予算はそういった形で取っていますが、

勤務した分をお支払いすることになると思います。

鳥羽田委員 教職員の負担軽減ということで、中学校で割と大きな問題になってくるとは思います。予算措置を年々増やしていければいいのかなと思います。

永井委員 来年度、中学校全体で最大5人という、ある特定の中学校のある特定の部活に一人付くというような、そういうイメージでしょうか。そうするとそれ以外の学校、部活に関しては従来どおりということですね。先ほどのお話では、各学校に指導方針というのがあるということで、だいたいここに書かれている1～10までを読むと、結構責任を伴うもの、特に安全障害予防とか、用具施設の点検・管理とか、管理運営、保護者への連絡、こうした指導員の配置がされていない学校に関しては、従来通り教員がやっていくという理解でよろしいですか。

事務局 学校の方から、全然その競技に知識も経験も無い教員が部活動の顧問になるという問題がありまして、校長先生からこういった指導員が欲しいという要望が出てくれば当然学務課でもそれは支援していきたいと思いますが、今委員が言ったように、人材がなければこの事業は成り立ちませんので、そのあたりはやはり、学校が中心になって、地域の方でやっていただける人材を探して、選定してもらうというような形になるかと思います。

永井委員 初年度ですのでまずやってみて、また今後いろいろ問題が出てきた時にぜひご検討いただきたいですね。ただ、こういう人が来ると、この人に全部丸投げになるんじゃないかというイメージを、この内容からは受けるんですよね。やはり全校、全部活動に指導員が配置されればいいのかもしれませんが、まずそれはあり得ないと思います。ただそうした場合に教員の負担軽減というけれども、結局は負担軽減に全くならない教員の部活動支援が圧倒的に多いような気がしているんですね。そのあたりをどういう風に考えるのかなと思いながら委員の方々の意見を聞いておりました。ぜひ2019年度が始まってから、ご検討いただければと思います。

今泉教育長 その他、何かございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

- 各委員 (異議なしの声)
- 今泉教育長 異議なしと認め、「議案第15号 笠間市部活動指導員配置要綱の制定について」は、原案のとおり可決いたします。
- 今泉教育長 暫時休憩をとります。
- 今泉教育長 休憩をときます。
- 今泉教育長 続きまして、「議案第16号 笠間市立学校における学校運営協議会に関する規則について」学務課長より説明を求めます。
- 事務局 「議案第16号 笠間市立学校における学校運営協議会に関する規則について」ご説明をいたします。本案は、笠間市立学校にコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会を設置するため、制定するものであります。内容については、規則に沿ってご説明いたします。
- まず、第2条の協議会の目的ですが、この協議会は地域住民の学校教育への参画を促し、学校と地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成、市民協働による学校づくりを実現することを目的とします。
- 次に第3条の協議会の設置ですが、基本的に学校ごとに設置いたします。
- 次に、第4条の事務でございますが、ひとつは、学校運営の基本方針を承認すること。ふたつ目は、学校運営に主体的に参画し、意見を述べることでございます。
- これまでの学校評議員は、学校長に対して意見を述べるだけでしたが、この運営協議会の委員は、意見を述べるだけでなく、学校運営に参画して実行していくと、一緒になって学校作りに取り組む仕組みであるという点が、大きな違いであります。
- 次に、第5条の委員でございますが、校長が学校とともに行動していける委員として、(1)から(7)に掲げる委員を選定しまして、教育委員会が任命いたします。なお、第3項として、委員の定数は20人以内とし、これまでの導入検討委員会というのを岩間地区で行ってきたのですが、学校とともに行動していく委員として一定の方向性を決められる人数として想定をしたものでございます。
- 次に、第6条の任用期間ですが、1年以内とし、再任は妨げないいたします。
- 次に、第9条で連絡協議会の設置でございますが、これは今回岩間地区4校で導入する予定でございますが、これまでの協議を踏まえま

して、4校全体で連絡会議を設けて、岩間中学校区というまとまりの中でも、共同の活動や意見交換をできるようにということで規定をするものでございます。

最後に、第15条で庶務ですが、各学校で処理することとします。

なお、附則で、この告示は平成31年4月1日から施行するものでございます。説明は以上です。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「笠間市立学校における学校運営協議会に関する規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

永井委員 従来学校に置かれている、地区の代表の方というのはどのような名前で呼ばれていましたか。

事務局 学校評議員です。

永井委員 すると、この学校運営協議会が発足した後は、学校評議員という立場の人は、いなくなるのでしょうか。

事務局 コミュニティ・スクールというのは、この学校運営協議会のある学校を指します。なので、岩間地区の4校については、学校評議員に代わって学校運営協議会を置くことになります。

鳥羽田委員 今の説明では、岩間地区は学校ごとの運営協議会ではなくて、連絡会議ということですか。

事務局 学校ごとに学校運営協議会というのを設置します。その4校の運営協議会がまとまって何かをしようという時に、連絡協議会を設置して、代表者の会議を持つという意味です。

戸田委員 この協議会の委員になられた方は、ボランティアで報酬とかは無いのですか。

事務局 学校評議員は年間1万円の報酬がありますが、学校運営協議会委員も同様に年間1万円があります。

戸田委員 第4条の2項に、対象学校の運営全般について、主体的に参画するとともに、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることとありますが、学校運営協議会は多分ずっとそこにあって、学校の校長が新しくなったときに、校長とのかかわり方というのは、話し合

いですか。あるいは校長が決めるのか。

事務局 このコミュニティ・スクールの制度は、これまでその学校でどういう子どもを育てたいという方針は、極端に言えばですが、校長の頭一つで決めていました。これを学校と地域の人と一緒に考えて、こういった子どもたちを育てましょうということを共有するんですね。では、その目標のためにはどういった活動が必要かということを含んで一緒に考えて、一つ一つできることから実行していきましょうというのがコミュニティ・スクールの話なので、当然、校長や教員は2年ごとに変わるかと思いますが、この仕組み自体は残ると思います。地域の人にも根付いていくと思いますので、この仕組みや考え方は残っていくのかなと思います。

戸田委員 流れがずっと残っていると、その中に新しい校長先生が入ったときに、やりたいことができるのかなと。

事務局 当然、校長先生が変われば、その校長先生の方針がありますから、やりたいことというのは変わるかと思いますが、やはり地域の方との話し合いの中で、同じ目標を持つことで、地域の方々にも当事者意識が芽生えてくるというのがこれの目的だと考えております。

永井委員 これは、他県とか、あるいは市町村で、同様の運営協議会というのはいすで導入しているところはあるのでしょうか。

事務局 この制度は、平成29年の4月に法改正がされて、努力義務となりました。かなり前からコミュニティ・スクールというのは制度的にはあったんですが、なかなか進まなかった現状がございます。この平成29年4月に努力義務化されたことを受けて、どの自治体でも一気に学校運営協議会が設立されているというような状況です。

永井委員 協同による学校作りということで、ポイントは第4条かと思うんですね。(1)に対象学校の運営に関する基本的な方針について毎年度承認する、ということ。その後で承認が得られなかった場合はということで、学校長の独自の措置がとれると。この辺りがどう考えるかですが、いずれにせよ決定権を持っているということですね。この協議会が、ただ意見を言うということだけではなくて、承認機能があるということで、従来とは違う強い組織になりえるのではないかと。逆にはほかの市町村とか他県でトラブルというのは生じないかと。最悪の場合でしょうけれども、第4条の第2項にも書いてありましたが、承認が得られるまで効力を有するということ、永遠に得られ

ない場合もあるわけなので、そうすると、学校長との間で衝突してしまうと思います。住民の学校運営への参画という点ではいいと思うのですが、こういった例外といいますか、抜け道と言うとちょっと言葉は悪いかもしれませんが、そういったことがあったときに、トラブルが生じたりしないだろうかと感じたんですが、たぶん無いだろうとは思いますが、みんなで話し合うことで、ある一定の結論が出てくる。それが学校運営という共通の言葉で皆が寄りあっているという非常に良いイメージが得られるのですが、この承認が得られるまで、学校長が独自に作成した運営方針に従うという、トラブルも起きそうな可能性としてはあるかと思えます。この点につきまして、他の自治体で何か事例等がありますか。

事務局

実は、この協議会の機能として、もうひとつ権限がありまして、それは教職員の人事に関する意見を言うことができる権限です。それは平成29年4月の法改正で、これについては市町村の判断にゆだねるということで、他の市町村でもこの人事の権限についてはほとんど触れていない部分もあるので、例えば所掌事務の中にこの人事の案件が出てくると、永井委員の言ったようなトラブルも出てくるかと思えます。ただ、この運営委員会の委員については、校長先生が地域の中で学校とともに活動していける委員さん、例えばこれまでの学校評議員であったり、区長さんであったり、農業者であったり、この地区の学校に協力的な方を推薦するものでございますので、そういったトラブルというのは少ないのかなと思えます。

永井委員

そうすると逆に形式的にならないかというのがありますね。こういうのを新しく発足するとなるといろいろ難しい問題が出てくるものですので、状況を見てその都度ご検討いただければと思います。

鳥羽田委員

私の考えとしては、リーダーシップを校長とか管理職がとって、地域の人を引っ張って行って、校長の考える学校づくりをどんどん進めていけるような、校長が前に出てこの制度を利用して、学校に必要な人を集めて、新しい取り組みであるとか、地域独自の取り組みをどんどん進めていって、笠間の特色を出していけるようなことが望ましいのではないかと、それを期待しています。

今泉教育長

ありがとうございました。その他、何かございますでしょうか。

各委員

(特になしの声)

今泉教育長

それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議

ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第16号 笠間市立学校における学校運営協議会に関する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、先程同意いただきました非公開案件の審議をいたします。

【議案第 5号】(非公開)

【議案第 6号】(非公開)

【議案第 7号】(非公開)

【議案第 8号】(非公開)

【議案第 9号】(非公開)

【議案第10号】(非公開)

【議案第11号】(非公開)

【議案第17号】(非公開)

【議案第18号】(非公開)

今泉教育長 それでは、非公開の案件が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

今泉教育長 以上で全ての議事が終了いたしました。

(5) その他 なし

(6) 閉会

今泉教育長 午後3時50分閉会を宣す。

8. 議決事項

議案第5号	笠間市立学校医及び学校歯科医の解職及び委嘱について	可決
議案第6号	笠間市教育相談員の委嘱について	可決
議案第7号	笠間市教育指導員の委嘱について	可決
議案第8号	笠間市立学校評議員の委嘱について	可決
議案第9号	市史研究員の委嘱について	可決
議案第10号	笠間市資料館運営委員の委嘱について	可決
議案第11号	地区の公民館長及び地区の公民館主事の任命について	可決
議案第12号	笠間市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について	可決

議案第13号	笠間市私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱の廃止について	可決
議案第14号	笠間市適応指導教室設置要綱の一部改正について	可決
議案第15号	笠間市部活動指導員配置要綱の制定について	可決
議案第16号	笠間市立学校における学校運営協議会に関する規則の制定について	可決
議案第17号	笠間市立学校運営協議会委員の委嘱及び任命について	可決
議案第18号	笠間市社会教育指導員の委嘱について	可決